



あなたの「子育て」に役立つ情報がいっぱい！

子育て応援サイトQR

しまいく

募集！

11月は児童虐待防止推進月間・DV 防止月間です

子どもへの虐待とDV をなくそう

☎子育て応援課 ☎ 36-7253

子どもたちを守る

▼令和2年度4月から児童福祉法などの改正法が施行されました。親権者などは、児童のしつけの際に、体罰を加えてはならないことが法律で定められました。子どもの人権を守り、体罰のない社会を実現するためには、一人一人が意識を変えていく必要があります。

【しつけと体罰の違い】

▼しつけとは、子どもの人格や才能などを伸ばし、社会で自立した生活を送れるようにサポートすることです。しつけのためだとしても、身体に何らかの苦痛を与えたり、不快感をもたらし行為をすることは、体罰になります。

【体罰がもたらす悪影響】

▼保護者から体罰を受けた子どもは、受けていなかった子どもに比べて、次のような傾向にあります。

- 落ち着いて話を聞けない
- 約束を守れない
- 一つのことに集中できない
- 感情をうまく表せない

【子どもと向き合うポイント】

▼安心感や信頼感・温かな関係が心地良いのは、子どもも大人も同じです。

- 子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう
- 注意の方向を変えたり、子どものやる気に働きかけたりしてみしましょう

● 良いこと、できていることを、具体的に褒めましょう

※体罰は良くないと分かっているにもかかわらず、さまざまな状況や理由によって、それが難しいと感じる場面もあるかもしれません。困ったときは、子育て応援課へご相談ください。一緒に考えていきましょう。

☎児童相談所全国共通ダイヤル ☎ 189（いちやぐ）

☎静岡県中央児童相談所

☎054・646・3570

☎子育て応援課 ☎ 36・7253

DVに気付いて

▼DV（ドメスティック・バイオレンス）は、暴力を振るう側の問題です。原因は受ける側の言い方や態度ではなく、努力によって止まるものではありません。性別を問わず、人の心と体を傷付ける犯罪で、重大な人権侵害です。

DVには、身体的な暴力だけでなく、精神的・性的・経済的・社会的暴力などがあります。また、子どもへの加害をはのめかすなど、子どもを利用した暴力もあります。

【相談窓口について】

▼一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

☎静岡県女性相談センター

☎054・286・9217

☎子育て応援課 ☎ 36・7253

貸付制度の種類

▼ひとり親家庭などに該当する人が、高等学校・大学・専門学校などに進学する際に必要な費用について、静岡県が貸し付けを行います。市は仲介役として、貸付相談を行ったり、面談会場を設けたりします。

【就学支度資金】

対象／高等学校などに進学するために、直接必要な被服の購入などに要する経費

とき／入学時1回限り、令和4年2月または3月末日に貸し付け
限度額／15万円、59万円

【修学資金】

対象／高等学校などで修学するために、直接必要な授業料などの経費

とき／修学期間中、毎月末日に継続的に貸し付け
限度額／2万7000円、18万3000円（月額）

【共通】

※限度額は、いずれも学校種別や公立・私立別などにより、異なります。

償還利率／無利子

申し込みについて

申し込み／12月17日（金）までに、申請書類を子育て応援課へ

※申請書類は、子育て応援課窓口で配布しています。

ひとり親家庭などを対象に「就学支度資金」などを貸し付けます

母子父子寡婦福祉資金貸付制度

☎子育て応援課 ☎ 36-7159

注目！